

大庄西中学校跡地等の活用方針（素案）

令和4年〇月

1 これまでの経過

- (1) 尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画の取組みに伴い生じた大庄西中学校跡地の活用を地域の意見を伺いながら進めていくため、平成20年9月に、地域活動の推進役として活動している市民や子育て世代などに参画いただき、大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会を設置した。市民委員会において議論・協議が行われ、平成21年10月に報告書（以下「市民委員会報告書」という。）がとりまとめられた。
- (2) その後、市民委員会報告書に基づき、支所と地区会館の複合施設（現大庄北生涯学習プラザ）や特別養護老人ホーム（民間施設）、中学校記念碑を整備したものの、南の口公園の移転に係る課題が判明したことなどから、公園の移転など、一部の活用が実現できていなかった。
- (3) その間の土地活用については、暫定利用として、大庄おもしろ広場により、スポーツ活動、各種交流イベントの開催、地域開放など地域コミュニティの活性化に資する活動が行われてきた。
- (4) 実現に至っていない取組みを進めるため、南の口公園に係る課題の解決を前提に、改めて地域活動の推進役として活動している市民や子育て世代などに参画いただき、令和2年2月に、大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップを設置した。
当該ワークショップでは、当時の市民委員会報告書を基本としながら議論を進め、令和3年3月に「大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ意見に係る論点整理（とりまとめ）」（以下「ワークショップ意見」という。）が示された。

2 跡地の活用

市民委員会報告書及びその報告書に今日的な視点も加えてとりまとめられたワークショップ意見を十分に踏まえたうえで、次のとおり、土地活用の方向性等について定める。

(1) 大庄西中学校跡地

ア 都市計画公園及びコミュニティースペース

敷地北側にできる限り整形となるよう 10,000 m²程度の敷地を確保し、南の口公園を移転させるとともに、敷地南西側の 3,800 m²程度の敷地については、ファミリー世帯の定住・転入促進のための住宅開発用地としての活用（売却）は留保し、まずはコミュニティスペースとしての活用を検討する。

南の口公園の移転にあたっては、地域の魅力を高めることや地域コミュニティの活性化を目的として、行政が主体となって管理運営を行う従来型の公園に優先して、地域が主体となって管理運営を行うことにより、多様で自由な利用を可能とする協働型公園の実現を目指すこととする。

また、コミュニティースペースについては、協働型公園などの連携や一体的な利用も視野に、より制約の少ない広く開かれた自由な地域活動ができる場の実現を目指す。

イ (仮称) 大庄健康ふれあい体育館

大庄武庫線からのアクセスや、ワークショップ意見における駐車場の設置等を考慮し、敷地南東側に 2,800 m²程度の敷地を確保し、大庄体育館と千代木園の機能を統合した生きがい・健康づくり、介護予防機能を備えた(仮称)大庄健康ふれあい体育館を整備する。

整備にあたっては、隣接する公園やコミュニティースペースなどとの連携も含めた検討を進めていく。

(2) 南の口公園

南の口公園については、大庄西中学校跡地への移転が完了するまで公園機能を存続させ、公園機能の移転完了後、必要な道路整備などを行ったうえで、ファミリー世帯の定住・転入促進のための住宅開発用地として活用するため売却する。

【配置案】



(3) 今後の土地活用に向けた意見交換の実施

地域住民が自分たちの公園として身近に感じてもらえるよう、ワークショップ意見を受けて、協働型公園の活動や管理等への参画を希望する地域住民等が集まる「(仮称) 大庄西中学校跡地活用における地域協働の学びと交流の場」を設置する。

この場を通じて、多くの意見・アイデアなどを頂き、まずは新しい公園の将来像、利活用の方向性、空間や施設の整備内容、利用ルール、管理運営など協働型公園の実現に向けた意見交換を進めていくこととし、意見がまとまらない場合などについては、行政が主体となって管理運営を行う従来型の公園とすることも選択肢とする。

また、この場を通じて、コミュニティスペースの活用についても意見交換を行っていく。

(仮称) 大庄健康ふれあい体育館については、別途、タウンミーティングを開催し、協働型公園等に係る意見交換の状況も踏まえながら、市民・利用者等と意見交換を行う中で、具体的な整備内容等について検討を進めることとする。

3 今後の予定

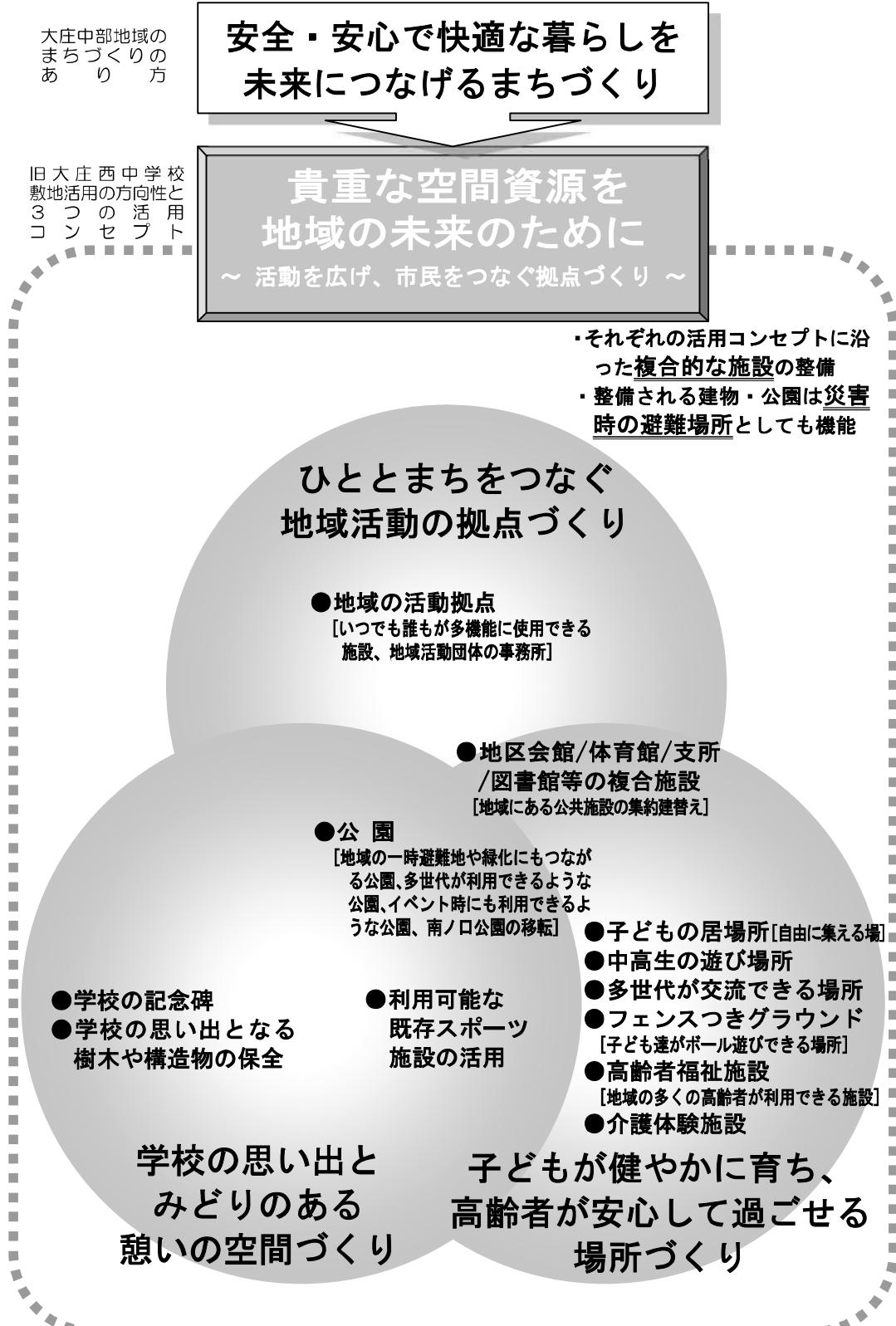
- | | |
|-----------|--|
| 令和 4 年度 | ・協働型公園やコミュニティスペースに係る (仮称) 大庄西中学校跡地活用における地域協働の学びと交流の場での意見交換、(仮称) 大庄健康ふれあい体育館に係るタウンミーティングの開催
・大庄西中学校跡地内の既存施設の除却 |
| 令和 5 年度以降 | ・地域の意見等を踏まえた施設整備に向けた取組みを順次実施 |

4 参考資料

- (1) 参考資料 1 大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会報告書 (H21. 10) (抜粋)
- (2) 参考資料 2 大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ意見に係る論点整理（とりまとめ）

以上

大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会報告書（H21.10）（抜粋）



令和3年3月21日

大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ意見に係る論点整理(とりまとめ)

令和3年3月21日に開催した第7回ワークショップにおいて、これまで皆様から多数いただいた意見を踏まえ、旧大庄西中学校の跡地活用について、次のとおり論点を整理し、意見をとりまとめました。

また、公園部会や施設部会を含めて、公園や体育館の施設整備・活動などに関する意見については、今後、市が施設整備などを検討する際の参考としてください。

1. 跡地活用の基本的な考え方

- ・現在の南ノロ公園は、旧大庄西中学校跡地へ移転することとし、公園跡地を定住転入促進用地(売却)とする。
- ・旧大庄西中学校跡地の土地利用は、公共施設用地として公園約 10,000 m²、体育館約 2,000 m²を確保するものとし、残りの用地約 4,500 m²は、コミュニティースペースとして地域が活用することを条件に、市から提案のあった定住転入促進用地(売却)を保留すること。

2. 新たな公園整備

- ・公園は、都市計画公園として、協働型公園の可能性を探る方向とするため、別途に話し合いの場を設けること。
- ・話し合いの場は、公園の利用圏域(概ね半径 250m～500m 内)にある地域団体や利用団体等に参加を呼びかけ、公園ルールや管理運営等を話し合うこと。
- ・正式に運営委員会が発足すれば、市と協定を締結し運営を開始することになるが、地域内で協議が整わない場合は、一般公園として供用開始すること。

3. (仮称)大庄健康ふれあい体育館

- ・体育館は、地域からのアクセスを考慮して、公共交通機関の充実や駐車場の設置を検討すること、災害時の避難場所として利用できることにする。
- ・また、健康増進や介護予防などの複合機能を有しながら、障がい者や高齢者も利用しやすい施設として、多世代交流が促進できるような施設整備やプログラムを検討すること。
- ・具体的な施設整備等の意見は、今後、基本設計やプログラムを検討するための参考とすること。

4. コミュニティースペース

- ・コミュニティースペースは、地域が活用することを条件に、別途に話し合いの場を設けて、新たな管理運営主体のプラットフォームをどうするのか、地域の熱意のある方々で話し合うこと。
- ・新たなプラットフォームでは、様々な地域団体や活動団体などが管理運営に参画できることや広く地域に開放された活動とすることを設立にあたる趣旨とすること。
- ・また、将来的には、協働型公園の運営管理の担い手づくりに寄与し、地域の協働の取組につながる場として活用すること。

(以上)